

軽井沢町宿泊税に係るシステム改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内宿泊事業者が行う宿泊税の対応に関して、宿泊事業者のシステム改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「宿泊税」とは、軽井沢町宿泊税条例（令和7年輕井沢町条例第19号。以下「条例」という。）第1条に規定する法定外目的税をいう。
- 2 「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）の経営者をいう。

(補助事業)

第3条 この補助金の補助事業は宿泊事業者が行う宿泊税の導入に伴って発生する既存の予約管理・精算システムの改修事業（以下「システム改修事業」という。）とする。

(補助対象事業者等)

第4条 この補助金の交付対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、軽井沢町内に所在する宿泊施設について、条例第9条第1項に規定する特別徴収義務者としての登録を町長に申請した者又は申請する予定の宿泊事業者とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- (1) 第1項に規定する申請を第14条に規定する実績報告を行う日又は条例第9条第1項に定める期日のいずれか早い日までに行う意思のない者
- (2) 町税及び上下水道料金等に未納がある者
- (3) その他町長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第5条 町長は、補助対象事業者が行う補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 当該補助金の補助対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金交付の申請)

第6条 補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、システム改修補助金交付申請書（様式第1号）に町長が定める書類（以下「関係書類」という。）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊事業者のシステム改修補助金実施計画書（様式 1 - 1 号）
- (2) 宿泊事業者のシステム改修補助金対象経費明細書（様式 1 - 2 号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか町長が特に必要と認める書類

3 前 2 項の書類の提出期限は、町長が別に定める。

（交付決定の通知）

第 7 条 町長は、第 6 条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書を補助対象事業者へ送付するものとする。

2 町長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第 8 条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 10 日以内にシステム改修補助金交付申請取下書（様式第 2 号）の提出をもって町長に申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第 9 条 補助対象事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の会計と区分して整理し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、町長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第 10 条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめシステム改修補助金計画変更承認申請書（様式第 3 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、第 3 第条に定める補助事業において、補助対象経費の 20 パーセント以内の金額を減額する場合を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助事業の目的に変更をもたらすものでない、事業計画の細部の変更である場合
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない、事業計画の細部の変更である場合

2 補助対象事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめシステム改修補助金計画中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助対象事業者は、補助事業が予定の期間に完了しないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、システム改修補助金計画遅延等報告書（様式第5号）により速やかに町長に報告しその指示を受けなければならない。

（契約等）

第11条 補助対象事業者は、補助事業のうち事業全体の企画及び立案並びに根幹にかかわる執行管理分を第三者に背負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ町長の承認を受けた場合にはその限りではない。

（権利譲渡の禁止）

第12条 補助対象事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を町長の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（状況報告）

第13条 補助対象事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、町長の要求があったときは速やかにシステム改修補助金状況報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助対象事業者は、補助事業が完了（又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日までにシステム改修補助金実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が必要と認めた場合には別途提出期限を定めることができる。

2 前項の関係書類は、次のとおりとする。

- (1) システム改修補助金実施概要書（様式第7-1号）
- (2) システム改修補助金経費内訳書（様式第7-2号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか町長が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第15条 町長は、第14条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要性に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、システム改修補助金確定通知書を補助対象事業者に送付するものとする。

（補助金の支払）

第16条 補助金は第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定後に支払うものとする。これにより、補助対象事業者が補助金の支払いを受けようとするときは、システム改修補助金精算払

請求書（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長は、補助事業の遂行上必要があると認めたときには、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとするときは、システム改修補助金概算払請求書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 17 条 町長は、第 10 条第 2 項の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助対象事業者が、法令、規則、本要綱及び軽井沢町宿泊税に係るシステム改修補助金申請要領（以下「要領」という。）又は法令、規則若しくは本要綱及び要領に基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (3) 補助対象事業者が、偽りその他不正な手段により交付決定を受けたことが判明した場合

（雑則）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年●月●日から適用する。